

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和 6 年 1 2 月 2 日

選挙管理委員会事務局

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開催日時	令和 6 年 1 2 月 2 日（月） 午前 1 0 時 0 0 分から 午前 1 0 時 4 3 分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館 4 階 選挙管理委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和6年12月2日(月)

午前10時00分から

午前10時43分まで

朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題 選挙人名簿関係

議案第46号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第47号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第48号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第49号 在外選挙人名簿から抹消することについて

朝霞市長選挙関係

議案第50号 選挙時登録の登録基準日等の決定について

議案第51号 登録の移替えの延期を定めることについて

議案第52号 投票所の指定について

議案第53号 期日前投票所の指定について

議案第54号 開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定について

議案第55号 選挙会の日時及び場所の決定について

議案第56号 投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

議案第57号 立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について

議案第58号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

議案第59号 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

政治活動用看板関係

議案第60号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票の有効期限等を定めることについて

定時登録日関係

議案第61号 定時登録の登録日を変更することについて

5 その他

6 閉会

出席委員（4人）

委員長	細田昭司
委員長職務代理	加藤洋子
委員	金子智恵子
委員	藤井尚夫

事務局（4人）

事務局	選挙管理委員会事務局長	神頭勇
事務局	選挙管理委員会事務局次長	高橋陸至
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤真
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係主査	三井正規

資料一覧

- ・選挙管理委員会定例会次第
- ・議案第46号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・議案第47号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・令和6年12月1日定時登録概要について
- ・投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・議案第48号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・議案第49号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・在外選挙人名簿登録者数
- ・議案第50号 選挙時登録の登録基準日等の決定について

- ・議案第 5 1 号 登録の移替えの延期を定めることについて
- ・議案第 5 2 号 投票所の指定について
- ・議案第 5 3 号 期日前投票所の指定について
- ・議案第 5 4 号 開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定について
- ・議案第 5 5 号 選挙会の日時及び場所の決定について
- ・議案第 5 6 号 投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- ・議案第 5 7 号 立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について
- ・議案第 5 8 号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・議案第 5 9 号 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- ・議案第 6 0 号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票の有効期限等を定めることについて
- ・議案第 6 1 号 定時登録の登録日を変更することについて

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 1 開会

◎ 2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。本日は定例会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。去る10月21日、執行されました衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査につきましては、委員各位、選挙管理委員会事務局等の御尽力によりまして、無事に管理執行することができましたこと、本席を借りまして厚く御礼申し上げます。なお、この件につきましては、日程第5、その他で総括的な反省会を行いたいと存じますので、御了承いただきたいと思います。それでは日程に従いまして進めさせていただきたいと思います。

◎ 3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、金子委員、お願いいたします。

◎ 4 議題 選挙人名簿関係

議案第46号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第47号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程4、議題でございます。「議案第46号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第47号 選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは提案理由の説明をお願いいたします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第46号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年12月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、527人。女、450人。計、977人でございます。

続きまして、議案第47号を御説明申し上げます。

選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和6年12月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、511人。女、496人。計、1,007人でございます。

1枚おめくりください。

資料の概要について御説明申し上げます。1番の登録につきましては、先ほどの議案第46号の内容でございまして、転入が令和6年7月15日から令和6年9月1日の方。年齢要件につきましては、平成18年10月29日から平成18年12月2日までに生まれた方が該当となっております。続きまして2番の抹消につきましては、議案第47号の内容でございます。

転出につきましては、令和6年6月14日から令和6年7月31日まで。死亡につきましては、令和6年10月15日から令和6年12月1日まででございます。3番の市内転居につきましては、令和6年11月20日までで処理をさせていただきました。

4番の選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、及び1/3の数につきましては、下段のところにそれぞれ載せてございます。次に裏面を御覧ください。

今回の定時登録によりまして、男が、5万9,781人。女が、5万9,582人。合計として、11万9,363人でございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

初めに、議案第46号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第４６号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第４６号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第４７号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第４７号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第４７号は原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 在外選挙人関係

議案第４８号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第４９号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第４８号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第４９号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

直ちに提案理由の説明をお願いいたします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第４８号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第３０条の６の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。令和６年１２月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、２人。女、０人。計、２人でございます。

１枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、議案第４９号を御説明申し上げます。

在外選挙人名簿から抹消することについて。

公職選挙法第３０条の１１の規定により、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。令和６年１２月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、４人。女、４人。計、８人でございます。１枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。次のページをご覧ください、今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、５０人、女、５１人、計、１０１人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第４８号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第４８号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第４８号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第４９号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第４９号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第４９号は原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 朝霞市長選挙関係

議案第５０号 選挙時登録の登録基準日等の決定について

○細田委員長

次に、朝霞市長選挙関係でございます。

「議案第５０号 選挙時登録の登録基準日等の決定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第５０号選挙時登録の登録基準日等の決定について。

令和７年２月１６日執行の朝霞市長選挙における公職選挙法第２２条第３項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日及び登録日を次の通り定めることについて議決を求める。

令和６年１２月２日 朝霞市選挙管理委員長。

登録基準日、令和７年２月８日。ただし年齢要件については、令和７年２月１７日。登録日２月８日でございます。

登録基準日につきましては原則通り告示日前日ということでの２月８日。また年齢要件につきましては、投票日当日２月１６日に満１８歳になるということで、２月１７日を登録基準日としているものでございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第５０号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第５０号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第５０号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 朝霞市長選挙関係

議案第５１号 登録の移替えの延期を定めることについて

○細田委員長

次に「議案第５１号 登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第５１号登録の移替えの延期を定めることについて。朝霞市長の任期が令和７年３月１６日に満了することに伴い、公職選挙法施行令第１７条ただし書の規定により、朝霞市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求める。

令和６年１２月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

登録の移替えを延期する期間。令和７年１月１５日から令和７年２月１６日まででございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第５１号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第５１号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第５１号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 朝霞市長選挙関係

議案第５２号 投票所の指定について

○細田委員長

次に「議案第５２号 投票所の指定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋次長。

○事務局・高橋局次長

令和７年２月１６日執行の朝霞市長選挙における投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。令和６年１２月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

投票区は第１投票区から第２３投票区まででございます。投票所につきましては、こちらに記載している通りでございます。投票所の場所につきましては前回の衆議院議員総選挙と変更はございません。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第５２号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第５２号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第５２号は、原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第 5 3 号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に「議案第 5 3 号 期日前投票所の指定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第 5 3 号、期日前投票所の指定について。令和 7 年 2 月 1 6 日執行の朝霞市長選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。令和 6 年 1 2 月 2 日提出。

朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所につきましては、朝霞市役所及び朝霞台出張所。期間につきましては、令和 7 年 2 月 1 0 日から令和 7 年 2 月 1 5 日まで。場所と時間につきましては、従来どおり変更はございません。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第 5 3 号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 5 3 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 5 3 号は、原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第 5 4 号 開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定について

○細田委員長

次に「議案第５４号 開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第５４号、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定について。令和７年２月１６日執行の朝霞市長選挙における開票の事務は、公職選挙法第７９条第１項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことについて議決を求める。

令和６年１２月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第５４号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第５４号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第５４号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 朝霞市長選挙関係

議案第５５号 選挙会の日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に「議案第５５号 選挙会の日時及び場所の決定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第５５号、選挙会の日時及び場所の決定について。令和７年２月１６日執行の朝霞市長選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年12月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

日時につきましては令和7年2月16日午後9時から。場所につきましては朝霞市立総合体育館ということで、いつもと同じ、時間及び場所でございます。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第55号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第55号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第56号 投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に「議案第56号 投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。

高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第56号、投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙において、公職選挙法第175条第1項の規定に基づき行う候補者の氏名等の掲示につき、同条第3項本文の規定に基づき行うくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年12月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

日時、令和7年2月9日、午後5時30分、場所は朝霞市役所401会議室。こちらは告示日の立候補届出期限が午後5時でございますので、その後、候補者が出揃いましたら速やかに氏名掲示の掲載順序についてくじを行うことで決定するものでございます。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第56号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第56号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第57号 立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について

○細田委員長

次に「議案第57号 立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。

高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第57号、立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について。令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法を次のとおり定めることについて議決を求める。令和6年12月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

受付場所、朝霞市役所、大会議室。受付順序の決定方法。受付日当日午前8時30分までに受

付場所に到着している者については、くじで受付順序を決定し、午前８時３０分を過ぎた後に受付場所に到着した者については、到着順に受付をする。前記のくじは、まず、くじを引く順序を定めるくじを行い、次に受付順序を決定するくじを行う。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第５７号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第５７号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第５７号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 朝霞市長選挙関係

議案第５８号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に「議案第５８号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。

高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第５８号、告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

令和７年２月１６日執行の朝霞市長選挙における公職選挙法施行令第５３条第１項、第５９条の４第４項及び第５９条の５の４第７項の選挙管理委員会の定める日は、告示日前４日（２月５日）とすることについて議決を求める。

令和６年１２月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

遠隔地等で、選挙人が不在者投票する場合におきまして、事前に投票用紙を請求していただくに当たりましては、告示日後だと、期間が非常に短いということでございまして、請求が事前にあったものについては告示日 4 日前から郵送することについて定めるものでございます。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第 58 号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 58 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は、原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第 59 号 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に「議案第 59 号 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。

高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第 59 号、選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

令和 7 年 2 月 16 日執行の朝霞市長選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

日時、令和7年2月9日、午後5時30分。場所、朝霞市役所、401会議室。こちらは告示日の午後5時を過ぎて、候補者が出揃いましたら速やかに選挙公報の掲載順序についてくじを行うことで決定するものでございます。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第59号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第59号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 政治活動用看板関係

議案第60号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票の有効期限等を定めることについて

○細田委員長

次に「議案第60号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票の有効期限等を定めることについて」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第60号、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票の有効期限等を定めることについて。公職選挙法施行令第110条の5第4項の規定により、朝霞市選挙管理委員会の交付する証票の交付開始期日並びに公職選挙法及び同法施行令執行規程（平成7年選管告示第64号）第6条第2項の規定により表示する有効期限を次のとおり定めることについて

議決を求める。

令和6年12月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

交付開始期日、令和7年2月28日。有効期限、令和11年3月31日。

こちらにつきましては、候補者は政治活動用事務所に、主に縦長の看板を掲げていらっしゃいますが、選挙管理委員会の発行する商標を貼り付けなければならないことになってございます。

現在、発行しているものが令和7年3月末日の有効期限でございますので、2月28日以降に交付するものについては、新たに令和11年3月31日までのものを作成して配ることを考えております。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。何か御質疑ございますか。これは首長についても言えるんですね。

○事務局・高橋局次長

はい。現職の方、また、立候補しようとしている方、いずれも該当いたします。

○細田委員長

わかりました。他にありますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第60号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 定時登録日関係

議案第61号 定時登録の登録日を変更することについて

○細田委員長

次に「議案第61号 定時登録の登録日を変更することについて」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第61号、定時登録の登録日を変更することについて。公職選挙法第22条第1項の規定により、定時登録の登録日を次のとおり定めることについて議決を求める。令和6年12月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。定時登録年月日を、令和7年3月については、令和7年3月3日、令和7年6月については、令和7年6月2日と定めるものでございます。定時登録につきましては原則3月、6月、9月、12月のそれぞれ1日に実施するということが定められてございますが、その日が役所の休日に当たる場合につきましては、役所の直後の開庁日に選挙管理委員会が定めることによって、ずらすことができるというものでございまして3月6月につきましては、1日がそれぞれ役所の休日に当たることから、3月については3月3日、6月については6月2日に移動するものでございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第61号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。

先日、執行されました、衆議院議員総選挙について、総括的な反省会を行いたいと思います。

皆様から御意見がございましたら、この際、お願いしたいと存じます。

○金子委員

開票の際に私と藤井委員が職務代理ということで、おりましたが、特に書類をいただいていたなかったので、今後は書類を配っていただいて、私たちも立会人さんの話を聞かせていただきたいと思います。

○事務局・佐藤係長

申し訳ございませんでした。今後につきましては、書類を配布させていただきます。

○細田委員長

他にありますか。それからマルエツとサミットの前で行う予定だった、明選の街頭啓発が中止になったって聞いたのだけど、これは何か理由があったのですか。

○事務局・三井主査

マルエツ及びサミットにつきましては、店舗に電話をして了承を得ようとしたのですが、店舗からやめてほしいと言われてしまい、中止に至りました。

○細田委員長

以前はやっていたのですよね。

○事務局・佐藤係長

啓発活動につきましては、私有地ではなくて、店舗の前の道路等で行っているのですが、それでも店舗の前ではやらないでほしいという責任者の方がいらっしゃいます。スーパーマーケット等ですと、責任者の方は数年おきに変わりますので、選挙の啓発等活動に理解のある方もいればそうでない方もいらっしゃいます。事前にトラブルがないように事務局から電話したところ、今回、その2店舗につきましては、避けてほしいというご要望がございまして、トラブルになるわけにはいきませんので、中止になった次第でございます。以上です。

○細田委員長

何か改善方法はないですかね。文書で要請するとか。

○事務局・佐藤係長

文書は既にお出ししていますが、先ほど申し上げたように理解を示してくださらない方ですと難しいと。また2月にございますので支部長と調整をして参りたいと考えております。

○細田委員長

お願いします。それから私の方からもう一点。最高裁判所の国民審査の開票は読取分類機を使ったのですか。

○事務局・佐藤係長

はい。読取分類機は一台使用しましたが、一台だけで行ったことと、国民審査は審査が非常に難しく、何も書いていないケースが多いのですが、例えば×以外のことが書かれている場合とか、×がついている場合でも一つだけついているのか、若しくは全部ついているとか、AさんについているとかBさんだけついているとか非常に複雑になっています。改善策としては二台使用すれば時間が短縮できますので、次回以降は二台設定をしたいと考えてございます。以上です。

○細田委員長

よろしくお願いします。他にありますか。

○藤井委員

開票事務は四市の中では朝霞市が一番遅いと聞いたのですが、そんなことはないですね。新座市なんかは発表が早かったと聞いたんですよ。開票所の職員の作業は結構早かったように理解しているのだけど、それでも他の市と比べると遅いのですかね。

○細田委員長

四市の実績を説明してくれますか。

○事務局・佐藤係長

はい。まず小選挙区から申し上げます。朝霞市は0時05分、志木市23時50分、和光市23時04分、新座市につきましては、0時44分でございます。今、四市申し上げましたが、有権者数ですと志木市、和光市につきましては比較的少なく、票の数も少ないので、早いです。新座市につきましては、朝霞市よりも多いのですが、0時44分で、朝霞市は0時05分ですので朝霞市の方が早いと。比例につきましては朝霞市1時50分、志木市0時43分、和光市23時47分、新座市が1時31分でございます。比例につきましては、新座市の方が早いのですが、一つ、理由としては、選挙立会人の方で、比較的丁寧に御覧になっている方がいらっしゃいました、市職員が確認の印を押す手伝いをしたという実態がございました。選挙立会人の方によって

票を見るスピードが違いますので、小選挙区はスムーズに流れましたが、比例については、比較的時間が緩やかに流れました。そのため事務局としては、本部職員を付けて、その方が印を押す作業をしないで、確認をするだけで良いように対応したところでございます。よって、著しく遅いということではございません。

○細田委員長

最高裁はどうなの。

○事務局・佐藤係長

最高裁につきましては、朝霞市が2時15分、志木市が0時44分、和光市0時15分、新座市0時58分となっております、新座市より一時間くらい遅いのですが、それは先ほど申し上げました読取分類機をもう一台設定することで次回以降は改善していきたいと考えてございます。

○細田委員長

わかりました。次回以降は改善してください。

○金子委員

それから、コロナもまだ増えていると聞いたのだけど、私が三日間管理者をさせていただいた際に、職員が鉛筆を削っているのは分かったのだけど、消毒をしている姿は見られなくて。12日間ずっと同じ鉛筆を使っているのですよね。皆さんが手に触る鉛筆ですから、消毒をした方が良いのではないかと感じました。

○事務局・佐藤係長

令和5年の5月からコロナウイルス感染症が5類になりました。それ以前は、市でもアルコールやパーテーション、人数の制限等、各種対策を行っておりました。また世間一般でも店舗のレジのところにパーテーションを置いて直接接触しないように対策をしていましたが、現在、そういったものが解消され、コロナ前の生活に戻ってきております。そういった中での選挙になっておりますが、金子委員から御指摘いただきましたので、今後はインフルエンザ等も流行るかと思っておりますので、市長選の時には対策を考えたいと思います。

○金子委員

ありがとうございます。

○細田委員長

他にありますか。それではこれをもって衆議院議員総選挙の反省会は終わりたいと思います。

委員の方から何かございますか。

事務局はございますか。

○事務局・佐藤係長

はい。私から二点ほどございます。まず一点目として11月に臨時議会がございました。こちらでは10月27日執行の衆議院議員総選挙の予算について、市長の専決処分をしてございますので、専決処分について承認を得るということで議案がございまして、臨時議会がございました。委員長に出席をいただき、11月5日火曜日に開催されました。質疑としては6人の議員から御質問がありました。田原議員、飯倉議員、黒川議員、本田議員、高堀議員、田辺議員。先ほど藤井委員からもお話がありましたが、開票時間が遅いのではという御質問がございました。また選挙に至るまでの準備期間が短かったけれど、どのような対応をしたのかといったものが主な質問でございました。質疑に対しては、委員長をはじめ、神頭局長が答弁をしたところでございます。以上簡単ではございますが、臨時会の概要でございます。もう一点としましては、12月議会です。11月25日月曜日に開会されておまして、来週12月10日火曜日に一般質問がございます。火曜日、水曜日、木曜日と一般質問がございまして、初日の火曜日に飯倉議員から一般質問が出ております。内容につきましては、衆議院議員総選挙を踏まえた今後の選挙対応についてということで、二つ項目がございまして、衆議院議員総選挙の振り返りが一点目、二点目としては各地の選挙活動、政治活動を踏まえた制度の変更や通達についてということでございます。現在、飯倉議員とは答弁の調整をしているところでございます。委員長におかれましては12月9日月曜日に、事務局との答弁調整をお願いしているところでございまして、10日火曜日に議場での答弁をお願いするところでございます。以上、簡単ではございますが、12月議会の概要でございます。以上でございます。

○細田委員長

わかりました。

◎ 6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委 員